

板倉町長 あて

申請者 住 所 板倉町
 ふりがな
 氏 名
 電話番号

板倉町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書

上記補助金の交付を受けたいので、板倉町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、併せて事業の完了を報告します。

設置場所（施設名）	板倉町
購入日（設置日）	年 月 日
補助対象経費（購入費等）	円
補助金交付申請額	円
添付書類	1 領収書の写し（対象機器の品名及び販売店等が記載されており、これを購入又は設置したことを証するもの） 2 設置状況の分かる写真等（設置前・設置後、写真の提出のほか撮影画像の確認ができるもの） 3 住宅等所有者の同意書（住宅等所有者以外が申請する場合） 4 その他町長が必要と認める書類

※町税等の調査閲覧同意書及び誓約書

私は、板倉町家庭用防犯カメラ設置費補助金に必要な事項として、「住民登録の閲覧」及び「町税等納入状況の閲覧」について、職員が調査閲覧することに同意します。また、裏面の事項を遵守することを誓約します。

氏名 _____

※板倉町処理欄（以下は、記入しないでください。）

住民登録確認			町税等納入状況確認		
確認日	登録	確認印	確認日	滞納	確認印
年 月 日	有・無		年 月 日	有・無	

(裏面)

～遵守事項～

(板倉町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条関係)

○町長が家庭用防犯カメラの使用状況等について調査を行う場合は、これに協力すること。

○家庭用防犯カメラでの撮影は、犯罪発生を抑止のために行い、録画された映像データから知り得た情報は外部に漏らさないこと。

○法令に基づく場合や捜査機関から犯罪捜査のため映像の提供を求められた場合は、映像の提供に協力すること。

○家庭用防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、責任をもって誠実に対応すること。

○家庭用防犯カメラは、補助金の交付決定を受けた日から起算して5年間は、この目的に反して譲渡、売却、貸付け及び廃棄等の処分をしないこと。ただし、天災等やむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。